

## 令和3年第1回教育委員会議事録

開催日時 令和3年1月28日(木)  
午前9時30分～午前11時10分

場所 八潮市役所本庁舎第2応接室

出席者 教育長 石黒 貢  
教育長職務代理者 加藤 正道  
委員 木下 史江  
委員 高橋 洋一  
委員 田口 理恵

事務局出席者 教育総務部長 荒浪 淳  
教育総務部副部長兼社会教育課長  
井上 隆雄  
学校教育部副部長兼学務課長  
田口 周一  
学校教育部副部長兼指導課長兼小中一貫教育推進室長  
山本 誠  
教育総務課長 千葉 靖志  
文化財保護課長 高山 治  
教育総務課庶務係主事 高橋 仁志  
教育総務課庶務係主事 武内 由紀

○ 開会の言葉及びあいさつ 石黒教育長

## 会議事項

### 1. 会議録の承認について

(1) 令和2年第12回教育委員会定例会分

【出席教育委員全員が承認】

### 2. 教育長諸報告について [別紙のとおり]

### 3. 専決処分の報告について

(1) 八潮市小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

[説明者 田口学校教育部副部長兼学務課長]

令和4年度から適用される潮止中学校の通学区域の変更について、12月中旬に学校や地域への説明会の開催、回覧板などを通じた周知を行ってきたところですが、変更区域に在住で令和3年度に中学校へ入学する小学6年生について、兄弟で同じ中学校へ通えるようにしてほしいという要望があった場合等は、柔軟に対応をしていくこととしています。

本来であれば、本日の定例会に議案として提出するべきところですが、通学区域の変更の申請手続きの関係で、先んじて1月13日に八潮市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を専決処分とさせていただきました。

内容としては、南川崎地区の一部と下木曾根地区のつくばエクスプレス沿線よりも南側の地域はこれまで潮止中学校の通学区域となっておりますが、令和4年度から八潮中学校の通学区域に変更するというものです。

12月10日から1月12日までの約1か月に渡り、パブリックコメントを行ったところ、1件の意見をいただきました。

意見の概要につきましては、「潮止中学校の生徒数増加への対応について、今回は通学区域の変更ではなく、関係する児童へ近隣の中学校へ入学を勧めると

いうのはいかがでしょう。」という自由学区の提案がありました。

回答としましては、「本市は居住地に基づいた通学区域を採用しており、地域と連携した学校運営を行っております。このことにより、地域の見守りのなか通学することができたり、学校の児童生徒数の見込みがたち、教室の用意や教員の配置等を計画的に行うことができます。この度の改正については、通学区域以外の学校への通学について就学指定校変更の許可基準を設けており、基準に沿って可能な限り柔軟に対応することとしています。このため、通学区域審議会や保護者説明会の内容を踏まえ、この度の案のとおり進めさせていただきたいと考えています。」とお答えしました。

そのほか保護者や地域への説明会では、肯定的な意見が多くございました。

[質 疑]

○石黒教育長

例えば、今現在潮止中学校の生徒に年下の兄弟がいる場合、兄弟で潮止中学校に通えるように柔軟に対応できるのでしょうか。

●田口学校教育部副部長兼学務課長

制服のお下がりを使用するなど、兄弟で同じ中学校へ通いたいという方に対しては、柔軟に対応していきたいと考えております。

○石黒教育長

保護者と十分に話をして意向を踏まえつつ対応していただければと思います。

#### 4. 議 題

議案第1号

[ 説明者 田口学校教育部副部長兼学務課長 ]

八潮市学校給食審議会委員の委嘱について（専門的な方による第三者委員会委員の委嘱）

八潮市学校給食審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、八潮市学校給食審議会規則第4条第1項及び第2項の規定により、議決を求める。

令和3年1月28日提出

八潮市教育委員会教育長 石 黒 貢

提 案 理 由 新たに八潮市学校給食審議会委員を委嘱したいため、この案を提出するものである。

【資料説明】

[質 疑]

○木下委員

今後約1年間学校給食審議会を進めていくなかで、今回の委員以外で専門的な委員が必要となった場合は、さらに委員を委嘱するということもあるのでしょうか。

●田口学校教育部副部長兼学務課長

学校給食委託事業者と学校現場の衛生検査を外部の業者へ委託し、その結果を審議会でも報告させていただき、よりの確な助言や改善策を伺うこととなっております。

そのなかで、専門的な知見がある方でほかに必要とする方がいらっしゃる場合は、定例会でお諮りしたいと考えております。

○木下委員

予定している審議会の開催回数について教えてください。

●田口学校教育部副部長兼学務課長

検査を学期ごとに1回行うため、全部で3回程度の開催を予定しております。

○加藤教育長職務代理者

検査の日程は、学校給食委託事業者と学校へ事前に通知しているのでしょうか。

●田口学校教育部副部長兼学務課長

市の職員による巡視は不定期で行っていますが、外部の業者による検査は事前に日程を通知し、清掃など衛生管理の準備を整えてから検査を行っております。事前準備を行ってから検査を行い、盲点だった部分に気づき改善していくことが今後の事故防止につながるものと考えております。

[教育長が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。]

議案第2号 [説明者 田口学校教育部副部長兼学務課長]

八潮市立小、中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について  
八潮市立小、中学校通学区域に関する規則（昭和62年教委規則第8号）の  
一部を別紙のとおり改正したいので、議決を求める。

令和3年1月28日提出

八潮市教育委員会教育長 石黒 貢

提 案 理 由 草加都市計画事業稲荷伊草第二土地区画整理事業の換地処分により、当該事業の区域内において住所変更が行われることに伴い、該当する小、中学校の通学区域中の地名等を変更したいため、この案を提出するものである。

#### 【資料説明】

[質 疑]

○石黒教育長

対象区域の中学校の通学区域について説明をお願いします。

●田口学校教育部副部長兼学務課長

今回の改正では、松之木小学校と八條中学校の通学区域の地名・地番が変更することとなります。この中で比較的八幡中学校に近い区域は、中学校入学時に八幡中学校もしくは八潮中学校への通学区域の変更をする方が多くいらっしゃるという現状がございます。

[教育長が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。]

議案第3号 [説明者 井上教育総務部副部長兼社会教育課長]

八潮市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る意見聴取について

八潮市スポーツ推進審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、八潮市スポーツ推進審議会条例（昭和63年条例第2号）第4条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和3年1月28日提出

八潮市教育委員会教育長 石 黒 貢

提案理由 八潮市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、八潮市長から八潮市スポーツ推進審議会委員の委嘱に対する教育委員会の意見を求められたので、この案を提出するものである。

#### 【資料説明】

[質 疑]

○木下委員

スポーツ推進審議会の審議内容について教えてください。

●井上教育総務部副部長兼社会教育課長

スポーツ推進審議会については、市長部局の市民活力推進部で所管しておりますが、主にスポーツ推進計画の策定や計画の進行管理を行っていると考えております。

[教育長が採決を行い、出席委員全員の賛成により承認される。]

## 5. 各部課長報告・連絡事項

●荒浪教育総務部長

(1) 令和2年12月分「市民の声ボックス」の受付及び処理状況について

#### 【資料説明】

「令和2年12月分「市民の声ボックス」の受付及び処理状況について」でございますが、教育委員会への投書は8件ございました。

内容といたしましては、まず(1番)学務課宛に「市内の給食について、大規模食中毒を出していながら、同一業者を使うのか。安全・安心を考えるならば、

複数の業者をつかう、出来れば各学校で給食を行なう、業者を点検・監視しながら業務を行なう事だが、長期的な継続は望めないと思う。財政的な面もあると思うが、子供の事を考えれば、もう少し一考を要すべきではないのか。ママさんたちに聞くと冷たいまじい。足立区の給食を見習うべきでは。安全、安心、住みやすい街を考えてほしい。」というものでした。

この投書に対しまして、「食中毒事故後、安全安心な学校給食の再開に向け、複数の業者と協議を行いました。学校給食法等に基づき、学校給食を提供できる業者は1社のみでした。

給食再開に向けた取組と並行して、これからの学校給食のあり方を考えるため、八潮市学校給食審議会を設置、会議を6回開催し、「公設公営若しくは公設民営に移行すること」という答申をいただきました。今後は、財政面などの課題も踏まえ、検討していく予定です。

再開した学校給食につきましては、教育委員会において調理場の点検等を実施しており、今後も継続してまいります。

給食の提供につきましては、調理終了から2時間以内の喫食を遵守するなど、様々な改善策を講じており、学校現場からは「給食が変わった」「美味しくなった」などの声が届いております。」と回答いたしました。

次に、(2、3、4、6番)教育総務課宛に「市内学校のエアコン室外機の移設・撤去を望む。」というものでした。

この投書については、回答を求められておりませんので、業務の参考とさせていただきます。

次に、(5番)学務課宛に「給食費の徴収封筒が配布されたが以前より要求している損害賠償がなされていない。理由を明確に回答すると共に、直ちに賠償を要求します。賠償なき期間は給食費を損害金額に補填する対応とします。従って児童への封筒配布を取りやめ願いたい。」というものでした。

この投書に対しまして、「市としましては、給食再開に関しては安全性の担保

を大前提としていたことから、10月19日に学校給食提供事業者から草加保健所に対し再発防止等の具体策を含めた食品衛生法に基づく報告書が提出され、受理されたとの連絡を受け、10月22日にPTA連合会、校長会合同会議を開催し協議を行い、学校給食としての安全対策を講じることを踏まえ、再開を決定したところです。

学校給食は、学校給食法に基づき提供しておりますが、給食の提供は義務として規定されておられません。そのため、給食の提供は学校として前提にあるわけではなく、他の自治体では学校給食を提供していない学校もございます。これらの学校ではお弁当を持参し、その費用は保護者の負担とされており、現行の法律では、お弁当の持参により発生する様々な費用については、賠償に当たらないものと考えております。

しかし、これまで提供されていた学校給食が停止となり、保護者の皆さまにはお弁当に係る費用負担及び作成労力を少しでも軽減できるよう、8月24日から簡易給食として毎日の牛乳及び週3回のパン、また、9月29日からは週4回のおにぎり及び牛乳に加えて、週1回の果汁100%ジュースを無償提供させていただきました。」と回答いたしました。

次に、(7番)教育総務課宛に「現教育長の留任期間が長すぎる。」というものでした。

この投書については、回答を求められておりませんので、業務の参考とさせていただきます。

最後に、(8番)学務課宛に「来年度、市内の小学校へ入学予定の子供を持つ親だが、12月11日に学務課学務係へ就学指定校の変更希望の申請を行う為に担当課へ伺ったが、申請書ではなく、指定校変更希望書の記載を求められ、指定校変更の理由を記載したところ、記載理由は指定校変更の理由にはあたらないと窓口で判断をされ、記載した変更希望書すらも受け取ってもらえなかった。真剣に子供のことで相談をしているにも関わらず、何度か窓口でやり取りをしたよ



うだが、それは理由にはあたらない、との一点張りで、相談が出来るような対応とは感じられず、対応がとても冷たいと感じた。

①市長のマニフェストにおいて、健康福祉・子育てにて誰もがいきいきと暮らせるまちを掲げているが、子供の就学変更という親としては、とても重要な件で担当課に相談をしたにもかかわらず、申請すらも出来ず、冷たいと感じる（門前払いのような）対応をされていることに対して、担当窓口の対応として適切であったと感じているのか。

②今回、就学変更の理由として、区分：留守家庭で申請を検討していたが、窓口にて、留守家庭とは「祖父母が学区内にいる場合は該当するが、今回、お宅が言っている内容では留守家庭には該当しない」と言われたようだが、許可基準に「保護者の就労状況等により、下校時の保護に欠ける状況がある場合」の記載があり、祖父母が学区内にいる場合との記載はない。また、家庭ごとに状況も異なり、適宜、判断をされると考えているが、許可基準に具体的な記載がないにも関わらず、何故、申請書の前の希望書すらも受け取ってもらえなかったのか。少なくとも、こちらとしては、許可基準に記載のある「保護者の就労状況等により下校時の保護に欠ける状況がある」と考え、申請をしたが、申請をさせてもらえない明確な根拠や基準、留守家庭の許可基準の根拠を示してほしい。」というものでした。

この投書に対しまして、「指定校変更については、希望する全ての方に対して、「八潮市就学指定校変更・区域外就学許可基準」に基づき判断しております。担当窓口の対応としては、公平性を重んじ対応させていただいておりますが、冷たいと感じさせるような思いをさせたことにつきましては、誠に申し訳なく、お詫び申し上げます。今後、より一層市民の皆様へ寄り添いながら窓口対応に努めてまいります。

2点目の留守家庭の許可基準につきましては、「八潮市就学指定校変更・区域外就学許可基準」に「保護者の就労状況等により下校時の保護に欠ける状況があ

る場合」と規定しております。一例としては、保護者の就労状況等で下校時の児童の保護を行う者がなく、その際の児童を保護する者が変更希望学区内に居住する場合に許可できるとしております。児童を保護する者につきましては、保護者と同等の責任を有する者として祖父母の例を挙げさせていただきました。この度の相談では、保護者の友人が代わりに保護するという内容でした。児童を保護するという責任の重さから、留守家庭の許可基準としては、これまで保護者の友人が保護する場合については、原則、許可しておりません。「八潮市就学指定校変更・区域外就学許可基準」においては、様々なケースが想定され、その都度相談を受けながら、これまでの基準の運用と照らし合わせて判断しているところです。今後、分かりやすい規定の整備について検討してまいりたいと考えています。

また、この度のご相談の際に、相談内容をよく伺った後に、希望書をご記入いただければよかったのですが、先に希望書のご記入をお願いしてしまいました。この点につきましても、大変申し訳ございませんでした。この度の件につきまして、状況等が変わる場合については、ご相談を随時承ります。」と回答いたしました。

## ●井上教育総務部副部長兼社会教育課長

### (1) 令和3年八潮市成人式について

#### 【資料説明】

令和3年八潮市成人式については、1月11日に八潮メセナで開催する予定でしたが、緊急事態宣言の発令に伴い、式典を中止とさせていただきました。

なお、市長、教育長からのお祝いのメッセージを動画で配信するとともに、屋外のメセナ南側の通路にて記念品等を配布いたしました。

1月11日は、513名の新成人の方に記念品等を配布いたしました。当日記念品等を受け取っていない方については、翌日1月12日から社会教育課窓口において配布を行っているところです。例年は3月31日までの受取りとして

いますが、今回は目安として8月末まで受取期間を延長したいと考えております。

(2) 令和2年度生涯学習学校開放講座合同写真展について

【資料説明】

今年度の生涯学習学校開放講座については、コロナ対策を講じ、10講座を実施いたしました。例年は全講座終了後に合同作品展を行っておりますが、今年度は例年よりも講座数が少なく展示作品を揃えることが難しいことから、合同写真展の実施とさせていただきます。

(3) 八潮市図書館を使った調べる学習コンクール審査結果について

【資料説明】

今年度は小学生が4作品、中学生が41作品、合計45作品の応募をいただきました。例年と比べるとかなり少ない応募数となっておりますが、コロナ禍で厳しい状況の中、ご応募いただいたものと考えております。

審査の結果、応募者全員が奨励賞ということで、今回は全国コンクールへの推薦に該当する作品はありませんでした。

(4) 八幡図書館・公民館大規模改修工事に伴う休館中の対応について

【資料説明】

八潮市立八幡図書館、公民館については、大規模改修工事に伴い、令和3年7月1日から令和4年3月31日までの間、全館休館といたします。

はじめに、休館に向けた周知スケジュールですが、令和3年2月に図書館・公民館の館内に周知ポスターを掲示いたします。3月には、図書館ホームページに休館の周知記事を掲載し、4月に広報やしお、市ホームページ、840メールに休館の記事を掲載いたします。

次に、休館中の業務体制ですが、大規模改修工事の期間中は八幡図書館・公民館の事務室が使用できないため、八條図書館多目的室等において業務を行います。勤務時間は、現状の勤務体制と同様です。

休館中の主な業務としては、図書館については、公共施設を利用した予約図書の貸出、図書館以外の場所で実施している事業（なかよしぶっく、出前講座など）、備品購入など工事後の開館に向けた業務を予定しております。

公民館については、公共施設等を利用した公民館講座の開催、移動公民館事業、市民文化祭、市民音楽祭、書道展、美術展覧会などの催事、備品の購入など工事後の開館に向けた業務を予定しております。

最後に令和3年度の主なスケジュールですが、令和3年4月から6月までは通常どおり開館いたします。7月1日に休館し、事務室を八條図書館に移転します。7月中旬に大規模改修工事に着工し、令和4年2月に竣工、令和4年3月に八幡図書館・公民館へ事務所を戻し、4月にリニューアルオープンを予定しております。

#### （5）その他

12月24日から埼玉県公共施設が休館となったことや1月7日に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、八幡図書館・公民館、八條図書館・公民館、資料館については、2月7日までの間、施設利用の新規受付を停止しております。

また、すでに予約を受付したものについては、午後8時以降の利用の自粛をお願いしているところです。

なお、イベントや講座につきましては、全て中止または延期という対応をとっております。

今後も国や県の動向、感染状況を踏まえながら、その都度適切に対応してまいりたいと考えておりますが、施設の利用制限のさらなる強化などもありうる場合がございますので、御理解と御協力をお願いいたします。

●田口学校教育部副部長兼学務課長

(1) 学級編成について

【資料説明】

すでに、ニュースや新聞等で報じられておりますが、国において小学校の学級編成の標準の見直しが示されております。

本市においては、小学校1年生が国の基準に基づき35人、2年生が県の基準に基づき35人で学級を編成しております。

埼玉県からは、義務標準法が改正され、令和3年度当初において小学校2年生の学級編成の基準が35人となった場合、次学年にあたる3年生について、国に先行して少人数学級編成ができるよう加配定数の弾力的な運用ができることとするとの通知がありました。

具体的には、担任とは別に県から配当されている加配教員（教科指導充実加配）を活用し、学校の状況に応じて、令和3年度から小学校3年生において35人以下の学級の少人数編成をすることができるというものです。

この教科指導充実加配については、これまでどおり少人数指導のための教科指導充実加配として活用するか、35人学級の少人数学級編成に活用するかは市町村が選択できるものとされています。

なお、この弾力的な運用に伴う新たな加配教員の配当はありません。

現在学務課では、近隣市の状況や情報収集に努めております。

●山本学校教育部副部長兼指導課長兼小中一貫教育推進室長

(1) 「八潮の教育」合同報告会2020～小中一貫教育ではばたく児童生徒～

【資料説明】

「八潮の教育」合同報告会2020について、次第が変更となっております。神奈川県綾瀬市の先生方が欠席されるということで、八條北小学校の授業と教育長講話の時間が少し延びることとなりました。よろしくお願いたします。

(2) 令和2年12月・令和3年1月 事件・事故報告について

【資料説明】

救急搬送が1件、不審者情報が1件、虐待疑いが1件ありました。

学校から報告を受け、速やかに関係機関と連携を図りながら事件・事故の対応を行っているところです。

(3) 令和2年度第2回生徒指導に関する調査について

【資料説明】

小学校に関しては、暴力行為が前年度と比べて20件減りました。暴力行為については、児童間のけんかなどもすべて計上しております。

いじめについては、認知件数が前年度よりも増えております。いじめの定義が変わり、冷やかしやからかいなど心身の苦痛を感じたこと全てを挙げることとなったことが、子どもたちに浸透してきていることも理由の1つと考えております。

いじめの態様として、小中学校ともに認知件数が1番多いのは冷やかしやからかい、悪口や脅し文句となっています。小中学校全体で心と体のアンケートをとりながら実態把握に努めております。

小学校の長期欠席者数と不登校児童数が昨年度よりも増えています。

中学校に関しては、暴力行為、いじめ認知件数、不登校数等が激減しているところであります。

指導課としては、継続して学校へ指導を行ってまいります。

(4) 令和2年度卒業証書授与式・令和3年度入学式について

【資料説明】

現状は案となっておりますが、市内小中学校の卒業式について、小学校は3月24日(水)、中学校は3月15日(月)に行われます。

入学式については、4月8日（木）午前に中学校、同日の午後に小学校で行われます。

昨年度と同様に来賓等については、PTA会長、教育長、委員の皆様もしくは事務局職員のみのお出席ということで、内容を縮小して短時間で行うということで考えております。

#### （5）その他

・令和3年度学びの保障充実のための学習用デジタル教科書実証事業について

国・県から本市が指定され、令和3年度に小学校で5校、中学校で3校、デジタル教科書を使って研究し、どういった課題があるかなど国・県に報告していくという事業を行うこととなりました。

来年度に小中一貫教育の発表対象校となっている大原中学校ブロックを中心に意欲的に進めていきたい考えであります。

・中学校の部活動について

1月17日（日）まで中学校の部活動を停止といたしました。18日から再開しましたが、2月7日（日）までは朝練習のみ中止、平日・週休日は活動可能としております。ただし、対外試合については、全て中止としております。

また、緊急事態宣言期間中は、学校開放を全て中止としております。

毎朝、確実に健康観察を行うことから、朝の活動を中止しております。

・自立支援対策の学校訪問について

なんの前触れもなく不登校となってしまうケースや、保護者の都合で学校を休ませるケースなど不登校の自立支援について、態様が様変わりしているところです。

・ペダル式アルコール消毒液噴霧機の贈呈について

1月6日の市内校長連絡協議会において、八潮みらいロータリークラブ様より、ペダル式アルコール消毒液噴霧機を市内15校と教育委員会へ贈呈していただきました。

小中学校ともに玄関に噴霧機を設置し、来校された方にご使用いただいているところです。

・模範児童生徒の表彰について

八潮ロータリークラブ様からは、コロナの影響により学校生活が急変し、子どもたちの活動の場が減ったなかで、他の模範となるようなすばらしい功績を残した児童または生徒を各学校から2名ずつ選出し、表彰したいというお話がありました。

・新型コロナウイルス感染状況について

このところ、PCR検査を受ける児童生徒や職員が増えております。

年末年始に陽性者が数名出ておりましたが、1月12日の週に市内児童生徒で15名がPCR検査を受け、陽性者も出ておりますが、該当者は1月8日の始業式の日には欠席しておりますので、濃厚接触者は家族のみということになっております。家庭内感染が非常に増えている状況です。

・全国高校サッカー選手権大会について

優勝した山梨学院大学の選手の1人が八潮市出身（柳之宮小学校、八幡中学校卒）ということで、2月に市長、教育長への表敬訪問を考えております。

●千葉教育総務課長

(1) 令和3年度定例教育委員会の開催予定について

【資料説明】

開催日時、会場は資料のとおりです。



前回もお示しさせていただいておりますが、今回で決定とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

## (2) 大瀬小学校教室増築について

### 【資料説明】

駅周辺では、住環境整備の進捗により児童数が増加しており、特に大瀬小学校は児童数の急増が見込まれ、八潮市学校適正配置指針・計画では、数年で教室不足となることが想定されておりますので、当該指針・計画等に基づき、令和5年4月から増築教室が使用できるよう整備します。

次に増築校舎の施設構成と規模については、普通教室11室、特別支援教室が1室、プレイルーム1室、音楽室1.5室など資料の表のとおりで、建物規模では1,780㎡を想定しております。

増築場所については、北側の教室棟の南側や増築校舎の南側の場所などを検討してまいりましたが、教育委員会や学校、大瀬小学校運営協議会にお諮りしたところ、資料でお示ししている体育館に沿った場所が、校庭が一番広くとれ、使いやすいとのご意見をいただいておりますので、その場所で進めていきたいと考えております。

この配置図では昇降口が北側にありますが、学校や運営協議会から南側へ昇降口を移設して欲しいとの要望が出ておりますので、南側へ昇降口を移設していく予定です。

次に事業方式については、資料にお示ししているとおり従来方式、DB方式、リース方式、PFI方式とありまして、施工までの期間、事業費、市の実績、維持管理、事務負担などを比較し評価を行ったところ、設計施工分離発注方式(従来方式)が優位であることから、その方式で進めていきたいと考えております。

実施設計については、一般競争入札により事業者を選定する予定で、現在、実施しております基本設計を具現化していく予定です。

また、今回の増築校舎は、軽量鉄骨造を想定しており、安全・安心を確保するため地質調査を実施する予定です。

事業費については、大瀬小学校校舎増築実施設計委託料で4,380万2千円、地質調査業務委託料は709万1千円です。

最後にスケジュールですが、基本設計は3月19日までに完了する予定です。

実施設計は4・5月で広告・入札・契約、6月から12月にかけて実施設計、1月から工事費を積算しながら開発申請、工事公告、入札、契約、6月から2月にかけて工事を実施し、4月に使用開始予定です。

地質調査については資料のとおりです。

3月以降に基本設計の報告書が完成し次第、あらためて説明をさせていただきますと考えております。

### (3) 大原中学校大規模改修工事について

#### 【資料説明】

大原中学校の特別教室棟については、建設後、大規模改修を行っていなかったため、経年による建物の損耗、機能低下が建物の内外において発生していることから、学校施設の安全性の向上と教育環境の改善を図るため改修工事を行います。

対象施設概要及び改修内容については、対象施設概要は資料のとおりです。

主な改修内容は、外部改修を行うほか、内部改修では照明のLED化、トイレ改修では便器の洋式化、床の乾式化などです。

令和2年度に工事を施工できなかった理由については、新型コロナウイルス感染防止対策で夏休み期間が短縮され、工期が確保できなかったためです。

事業費は、歳入では国庫補助金が4,138万5千円、歳出では、改修工事費は繰越で2億7千5百万円、施工監理業務委託料についても繰越で764万6千円、労務単価入替設計業務委託料は令和3年度予算で95万5千円です。

スケジュールについては、既に繰越をしており令和3年度で工事を完了させる必要がありますので、工期を長く確保していきたいと考えており、2月上旬に入札・仮契約、3月上旬に本契約について先議で承認をいただいた後、締結したいと考えております。

その後、労務単価の入替を行いながら8月から工事を開始し、10月には完了する予定です。

#### (4) 小中学校電子黒板の購入について

##### 【資料説明】

小中学校電子黒板の購入については、令和3年1月19日に入札を行ったところ、その購入金額が「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の「議会の議決に付すべき財産の取得」に該当することとなったことから、今後、受注業者と仮契約を締結したのち、令和3年第1回八潮市議会定例会に議案を提案し、議決後に本契約を締結します。

購入台数は78台で、内訳については、小学校が54台、中学校が24台です。

契約金額は税込で4,378万5千5百円、受注業者や仕様等は資料のとおりです。

電子黒板は、今回の導入で小中学校全232教室の約3分の2を導入しており、令和3年度で残り3分の1を導入する予定です。

#### (5) 学習用コンテンツ（eライブラリー）の導入について

##### 【資料説明】

基礎的・基本的な知識・技能を習得する際に欠かせない繰り返しの学習指導においては、1人1人の習熟の度合いに応じた指導が必要となるため、指導の記録や習熟度合いの把握をやすくしたり、個に応じた問題の作成の効率化を図ったりするうえで、ドリルソフトの活用が必要であることから導入します。

導入ソフトは、ライズ e ライブラリー f o r まなびポケットというものです。

主な機能としては、簡単に申し上げますと、個別の習熟度を把握できること、教員の負担軽減を図れること、繰り返し学習や個別学習ができるものです。

導入費等については、3月補正を予定しております。

歳入では、国・県の補助金はございません。

歳出では、1校52万4千700円のライセンス料となりますので、小中学校それぞれ資料にお示しした金額です。

最後にスケジュールについては、3月下旬に特命随意契約締結、4月上旬ライセンス取得後使用開始を予定しています。

#### ●高山文化財保護課長

##### (1) 季節展示「ひなまつり」について

古民家を会場とする季節展示は、各家庭で祝われてきた伝統行事をテーマに毎年開催しており、春は節句行事の「ひなまつり」を取り上げます。

古民家の座敷に昭和初期と後期の段飾り2組と御殿飾り1組、計3組のひな飾りを展示し、行事の起源やそこに込められた人々の祈り、ひな飾りの変遷や地域性などを紹介していきます。

段飾りが一般的な関東ではあまり目にすることの少ないひな飾りも展示しております。

この機会にぜひご観覧いただければと考えております。

#### [ 教育長諸報告及び部課長報告・連絡事項の一括質疑 ]

##### ○木下委員

小学3年生での35人学級編成について、学校現場ではどのように検討されているのでしょうか。

##### ●山本学校教育部副部長兼指導課長兼小中一貫教育推進室長

小学3年生で35人学級編成を実施した場合、少人数指導加配の教員を担任に充てることとなりますので、少人数指導を受けられない他学年が不利益となってしまう懸念があると考えられます。

また、学級数が増える場合は施設・設備の問題もあり、各学校の状況を十分に把握しないといけないため、35人学級編成を実施するかどうかは現時点で一概には申し上げられないところです。

教育委員会としては、2月8日の校長研究協議会で校長先生方にご意見を伺う予定となっております。

○加藤教育長職務代理者

e ライブラリーについて、使用のための契約締結は毎年行うのでしょうか。

●千葉教育総務課長

今回初めて導入することとなりますので、使い勝手を検証する必要があります。

今後、さらにより良い学習に活用できそうなソフトが開発されれば、そちらに移行することもできるよう、令和3年度は単年度契約とする予定です。

○高橋委員

e ライブラリーを導入している近隣の市町村はありますか。

●山本学校教育部副部長兼指導課長兼小中一貫教育推進室長

埼玉県内の約13の市町で令和3年度から導入すると伺っております。

[ 教育長が定例会閉会の宣言をする ]

会議終了。

次回開催日程

令和3年第2回定例会 令和3年2月24日（水）午前9時30分

会議録作成責任者.....

会議録作成者.....

会議録作成者.....

上記会議録に相違ないことを出席者全員ここに署名する。

八潮市教育委員会

教 育 長 .....

教育長職務代理者 .....

委 員 .....

委 員 .....

委 員 .....